林業・木材産業改善資金特別会計

運営状況
及び
財政の中期見通し

令和７年３月

農林水産部　森林管理課

１．事業概要

本特別会計は、林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業、木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止等を図るため、昭和 59 年から林業従事者・木材産業者等への貸付を行うために設置されたものです。

〇制度の仕組み〇

林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業の経営改善と経営の安定を図るために施設整備等の資金を無利子で融資する制度であり、原資については、国３分の２、県３分の１の出資で造成されています。

資金内容	貸付限度額	貸付利率	貸付期間 （最高限度）
〇新たな林業・木材産業部門の経営の開始 〇 林産物の新たな生産・販売方式の導入 〇 新たな木材産業部門の経営の開始 〇 林業労働に係る安全衛生施設の導入 〇 林業労働従事者の福利厚生施設の導入	個人 1,500 万円 会社 3,000 万円 団体 5,000 万円	０％ （無利子）	500 万円未満 ５年以内 500 万円以上 10 年以内

２．林業・木材改善資金特別会計の現状

（１） 貸付計画及び実績

昭和 59 年～平成 24 年までの貸付実績は 117 件で、４億 4,823 万円となっているが、平成 24 年度の貸付を最後に、令和５年度まで貸付実績がない状況が続いています。

（単位：千円）

年　度	計　画		実　績	
	件　数	金　額	件　数	金　額
R1	2	15,000	0	0
R2	2	14,700	0	0
R3	2	15,000	0	0
R4	2	15,000	0	0
R5	2	15,000	0	0

（２）貸付金の回収状況

令和５年度の貸付金の回収については、調定額 13,475 千円に対し、収入済額 392 千円、不納欠損額０円で、収入未済額が 13,083 千円となり、回収率は 2.9％（前年度 2.2％）となっております。

（単位：千円）

年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	回収率 （不能欠損を含む）
R1	23,494	3,741	0	19,753	15.9
R2	19,753	958	0	18,795	4.9
R3	18,795	715	4,305	13,775	26.7
R4	13,775	300	0	13,475	2.2
R5	13,475	392	0	13,083	2.9

（３）貸付財源の状況

平成 25 年度から令和５年度まで貸付実績がないため、令和５年度は事業規模の見直しを行い、資金造成額（原資）のうち 8,280 千円を返納し、令和５年度末の貸付財源は計 86,912 千円となりました。令和６年、７年度においても事業規模の見直しにより、資金造成額（原資）のうち 19,500 千円を返納することとします。

（単位：千円）

年度	前年度末 貸付財源	貸付額	償還額	資金造成額（原資）の返納 （国・県）	年度末 貸付財源
R1	89,086	0	3,741	0	92,827
R2	92,827	0	958	0	93,785
R3	93,785	0	715	0	94,500
R4	94,500	0	300	0	94,800
R5	94,800	0	392	8,280	86,912

（４）貸付対照表及び損益計算書

本特別会計の歳入歳出の経理は、林業・木材産業改善資金助成法施行令に基づき、貸付勘定及び業務勘定の２つの勘定に区分して行うことになっています。

このうち、貸付勘定は貸付に係る収入及び支出の経理を行うもので、業務勘定は貸付事業の事務費にかかる収入及び支出の経理を行うものとなっています。

貸付勘定については、資金総額 99,995 千円に対し、貸付額は 13,083 千円となっており、預金は 86,912 千円（86.9%）となっています（令和６年３月時点）。

また、新規貸付が無かったことから貸付額は全額が、過年度未収金となっています。

［貸付対象表］

令和６年３月 31 日　　　　　　単位：千円

資　産　の　部		資　本　の　部	
（貸付勘定）		（貸付勘定）	
1　現金	0	1　一般会計受入金	31,111
2　預金	86,912	2　国庫給入金	62,214
3　貸付金償還金	13,083	3　業務勘定より受入金	6,670
翌年度以降に回収すべき貸付	0		
金	13,083		
当年度以前に回収すべき貸付	99,995	計	99,995
金			
計			
（業務勘定）		（業務勘定）	
1　現金		1　前年度繰越利益	2,636
2　預金	3,340	2　当年度利益	704
計	3,340	計	3,340

［損益計算書］

令和５年４月１日～令和６年３月 31 日　　　　　単位：千円

収　益　の　部		費　用　の　部	
1　事務費充当金		1　管理指導費	106
一般会計受入れ	0	2　事務委託料手数料	172
2　資金預託による利子収入	0	3　貸付勘定への繰入れ	0
3　違約金収入	983	4　雑費	0
4　雑収入	0		
収　益　計	983	費　用　計	278
		当年度利益（損失）	705

３．林業・木材改善資金特別会計の中期見直し

（１）基準年度及び見通しの期間

令和６年度を基準年度として、見通しの期間を令和６年度～令和９年度までの４年間としました。

※留意点

直下金の当初予算を基礎として、一定の仮定の基で試算したものであり、今後の社会情勢や国の制度改正等により、推計期間中の各年度の数値は変動することがあります。

（２）貸付金の見通し

昭和 59 年度の制度開始以来、多くの施設設備等に利用され、さらに平成 16 年度の国の法改正に伴い県の貸付規則を全面改正し、木材産業分野も貸付対象に広げたことから、貸付需要が高まり、上限額に近い貸付実績となりました。しかし、平成 16 年度に事務改正要

領改正に伴う貸付審査が厳格化にしたため、平成 25 年度から令和５年度は貸付実績なしとなりました。なお、毎年３～５件程度の貸付相談はあり、貸付相談の傾向としては、きのこ生産施設整備、高性能林業機械導入等の相談があり、今後も同様の用途において貸付需要が見込まれます。

（３）償還金収入の見通し

昨今の林業・木材産業を取り巻く情勢は厳しく、経営不振により返済が滞るケースも見られ、償還が極めて困難となった債務者も生じています。

平成 22 年以降の償還金収入は、新たな滞納は発生させずに現年度分は回収率 100％、過年度分は債権回収会社の活用等により取り組んでいきます。

（４）収支の見通し

近年、安価な外国製木炭の大量流通、きのこの価格の低下から林業経営は不振で、償還金の返済が滞る傾向にあります。これに対して県では新たな収入未済を発生させないために、平成 16 年度において事務取扱要領を全面改正し、貸付に際しては、高額（300 万円以上）の貸付の場合は担保の提供を義務化しました。また、連帯保証人についても公正証書や資産証明書等を提出させて面談の上で確認・審査を行うことにしています。

また、県において適切な債権管理の徹底と滞納発生の未然防止、債権回収の強化など収入未済の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、平成 27 年８月に、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定し、債権管理に関する統一的な考え方を整理するとともに、平成 28 年９月には、債権管理に係る標準的な方法を示した「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」が策定されました（マニュアルの最終更新：令和４年３月）。

これを受けて、林業・木材産業改善資金においても、県方針に基づくとともに、標準マニュアルを参考とし、林業・木材産業改善資金債権の性質、背景事情を踏まえた「沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル」を令和２年３月に策定し、延滞者が発生した場合における債務者及び保証人への処理方針を定め、債権回収に向けたきめ細かい取組を行うことともに、債権回収会社を活用し、延滞金回収に努めています。

４．試算表

【資 金 状 況】

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9
資金額	99,995	88,745	78,995	78,995
国庫自主納付額	6,500	6,500	0	0
県繰出金	3,250	3,250	0	0
前年度貸付残額	13,083	11,423	26,092	39,270
貸付額	0	15,000	15,000	15,000
償還金収入額	160	331	1,822	3,786
不納欠損額	1,500	0	0	0
当年度貸付残額	11,423	26,092	39,270	50,484
翌年度繰越額	88,572	62,653	39,725	28,511

	区分	現年分	過年度分	合計
R6	調定(見込)額	0	13,083	13,083
	回収(見込)額	0	1,660	1,660
	未収金額	0	11,423	11,423
	回収率(%)	0	12.7	12.7
R7	区分	現年分	過年度分	合計
	調定(見込)額		11,423	11,423
	回収(見込)額	0	331	331
	未収金額	0	11,092	11,092
	回収率(%)	0	2.9	2.9
R8	区分	現年分	過年度分	合計
	調定(見込)額	1,500	11,092	12,592
	回収(見込)額	1,500	322	1,822
	未収金額	0	10,770	10,770
	回収率(%)	100	2.9	14.5
R9	区分	現年分	過年度分	合計
	調定(見込)額	3,000	10,770	13,770
	回収(見込)額	3,000	322	3,322
	未収金額	0	10,448	10,448
	回収率(%)	100	3.0	24.1

６．成果目標の指標

令和６年度以前の延滞金額の回収率に係る目標を 2.9%とします。
目標の数値は、回収が難しい債権が残っているため、令和５年度の回収率としました。
令和７年度以降に貸付けた元金の回収率においては、100%とします。
なお、回収が困難な債権（令和６年度以前の延滞額）については、県からの自主回収及びサービサー委託回収においても努めつつ、主債務者らに面談、財産調査を行ったうえで、徴収停止等により債権放棄等を行った場合にも、回収率に反映させます。